省　令

○総務省令第百三十六号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）及び独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の五中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」（以下この条において「機構」という。）が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターの行う同法第二条第七号に規定する職業リハビリテーションを受ける者のために設置する宿舎及び機構」に改める。

第七条の五の二を次のように改める。

第七条の五の二　削除

第十条の十の二を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○法務省令第二十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

法務大臣　平岡　秀夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮地方法務局の部栃木支局の款同支局の項中「上都賀郡」を削る。

別表さいたま地方法務局の部同地方法務局の款川口出張所の項中「鳩ヶ谷市」を削る。

別表金沢地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄を次のように改める。

石川県の内 金沢市 かほく市 白山市 能美郡 石川郡 河北郡

別表金沢地方法務局の部同地方法務局の款金沢西出張所の項を削る。

別表松江地方法務局の部出雲支局の款同支局の項中「大田市」を「大田市　雲南市　仁多郡　飯石郡」に改め、「簸川郡」を削り、同部雲南支局の款を削る。

別表岡山地方法務局の部津山支局の款同支局の項中「真庭市　美作市」を「真庭市　美作市　真庭郡」に改め、同部真庭支局の款を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「所沢支局」を「川越支局、所沢支局」に改め、「久喜支局」の下に「、鴻巣出張所」を、「志木出張所」の下に「、本庄出張所」を加え、「並びに同地方法務局川越支局管内埼玉県富士見市に属する地域内の商業登記の事務」を削る。

第十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　大阪法務局池田出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、大阪法務局北大阪支局で取り扱わせる。

第二十一条中「並びに同地方法務局金沢西出張所管内石川県金沢市に属する地域内の商業登記の事務」を削る。

第二十五条第一項中「、真庭支局」を削り、同条第三項中「真庭支局」を「津山支局」に改める。

第二十七条中「、雲南支局」を削る。

第四十四条の二中「須崎支局」を「安芸支局、須崎支局」に改め、「四万十支局」の下に「、香美支局」を加える。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表岡山の項中「真庭　一」を削る。

別表松江の項中「雲南　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「津山美作人権擁護委員協議会」を「津山人権擁護委員協議会」に改める。

別表第一真庭人権擁護委員協議会の項及び雲南人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（「簸川郡」を削る部分に限る。）　平成二十三年十月一日

二　第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定　平成二十三年十月十七日

三　第三条中登記事務委任規則第四十四条の二の改正規定　平成二十三年十月二十四日

四　第二条中登記事務委任規則第三条第一項の改正規定　平成二十三年十月三十一日

○財務省令第六十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三境の項中「飯石郡　簸川郡」を「飯石郡」に改める。

別表第九鹿沼の項中「上都賀郡」を削り、同表川口の項中「鳩ヶ谷市」を削り、同表出雲の項中「簸川郡」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、別表第九川口の項の改正規定は同月十一日から施行する。

○経済産業省令第五十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第九号中「当該技術を提供する取引」の下に「（特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号及び第六条の十四第二号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第三号中「財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関」を「一般財団法人持続性推進機構（平成二十二年十二月二日に一般財団法人持続性推進機構」に改める。